

令和 4 年 5 月 日

河合町長 清原和人 様

河合町まちづくり基本条例検討審議会

会長 中 川 幾 郎

（仮称）河合町まちづくり基本条例に係る提言について（中間提言）

令和 3 年 6 月 2 1 日付け、河政第 8 号で諮問のあった下記の件について、これまでの審議の結果により、別紙のとおり提言書（中間提言）を提出します。

記

- ・（仮称）河合町まちづくり基本条例案に関すること

「(仮称) 河合町まちづくり基本条例」
に係る提言書（中間提言）

令和 4 年 5 月 日

河合町まちづくり基本条例検討審議会

1 はじめに

(仮称)河合町まちづくり基本条例は、まちづくりの主体としての町民、町議会、行政(町長等)が、互いの役割を認識しながら連携し、共通の目的のために協働して、住民自治を基盤とした河合町のまちづくりを進めていく基本的ルールを定めるものです。

令和3年6月に町長から諮問を受け、公募を含む15人の委員で構成された河合町まちづくり基本条例検討審議会により令和3年6月以降、議論を重ねてきました。

全体での審議を基本に、学習会やワークショップ方式も取り入れ、町の現状把握やまちづくり活動の事例学習を踏まえるとともに、河合町の今後のまちづくりの方向、仕組み等について検討し、基本理念や基本原則をはじめとした条例素案と逐条解説書を作成しました。

今後、町民への周知と広く意見を募り反映させることを目的としたパブリックコメントやタウンミーティング、住民説明会などを行い、いただいた意見を精査反映し、条例案としたいと考えています。

2 検討の経緯

(1) 背景と目的

地方分権一括法の施行により、国及び地方公共団体が分担すべき役割が明確化され、地方公共団体は、地域の特性に基づいた政策を主体的に進めていくこととなりました。

これを受け、国からの機関委任事務が平成13年に廃止され、地方公共団体の事務は、法定受託事務と自治事務とに整理され、自治の可能性が広がりました。

その一方、住民に対する説明責任が、これまで以上に問われ、住民の意向や地域の実態を正しく把握するために「参加・参画」が重要になっています。

また、全国的に人口減少と少子化・高齢化、産業構造の変化などによって、地方公共団体の運営は年々厳しくなり、地域間格差も広がっています。地域課題や住民のニーズに対して、行政だけで対応することは難しく、多様な主体との「協働」が不可欠です。

そこで、町民、町議会、行政が連携してまちづくりを担い進めていく基本的ルールとして、(仮称)河合町まちづくり基本条例の条例案を作成することとして諮問を受けました。

(2) 委員の構成

(順不同、敬称略、令和4年4月1日現在)

区分	団体名等	氏名(敬称略)
学識経験者		中川 幾郎
		清水 裕子
議会		常盤 繁範

資料 4

		大西 孝幸
公共的団体の 代表者等	総代自治会長会	山本 孝典
	老人クラブ連合会	
	民生児童委員	前田 昌宏
	文化協会	岡 宏
	体育協会	尾上 光子
	PTA 連合会	佐伯 誠紀
一般公募		山川 裕子
		西野 あすか
		大久保 太郎
		安田 彩子
		高桑 次郎
		定数 15 人

※ 3 月末で老人クラブ連合会からの推薦委員が退任され、現在、新たな委員の推薦について調整中です。

(3) 審議会の開催状況

令和 3 年 6 月から令和 4 年 5 月まで、8 回の審議会を開催し、学習、検討を行いました。

(令和 3 年度)

審議 会の 回数	日程	内容
1	令和 3 年 6 月 21 日(月)	・ 委嘱、諮問等、学習会
2	10 月 2 日(土)	・ 今後の進め方について ・ 学習会&ワークショップ ①参加・参画と協働、②地域の活動やコミュニティの活性化
	10 月 23 日(土)	第 1 回町民ワークショップ
3	11 月 29 日(月)	・ 分科会の構成及び進め方 ①基本分科会、②参画・協働分科会 ・ 分科会ごとに各項目についての審議
4	12 月 13 日(月) 13:30～	・ 条文修正案確認 ・ 分科会ごとに各項目についての審議
5	令和 4 年 1 月 24 日(月)	・ 条文修正案確認 ・ 分科会ごとに各項目についての審議
	2 月 23 日(水・祝日)	第 2 回町民ワークショップ ※コロナ感染症拡大のため延期

6	3 月 19 日(土) 10:00～	・条文修正案確認 ・団体自治・行政運営の項目（事務局案）の審議 ・前文の審議
---	-----------------------	--

（令和 4 年度）

7	令和 4 年 4 月 25 日(月) 10:00～	・前文の審議 ・条文案確認 ・逐条解説書案の審議
8	5 月 26 日(木) 14:00～	・全体調整⇒条文案の確定（前文含む） ・逐条解説書の確定 ・提言書（中間）提出

3 （仮称）河合町まちづくり基本条例の概要

詳細は、別添「（仮称）河合町まちづくり基本条例 条例案」及び「（仮称）まちづくり基本条例 逐条解説書案」をご覧ください。

（仮称）河合町まちづくり基本条例は、

- ・ 4 つの基本理念と 6 つの基本原則を掲げています。
- ・ 全 12 章 40 条で構成されています。
- ・ まちづくりの主体（町民、町議会、行政）に活用されることを目指しています。
- ・ それぞれの主体が、連携・協働することを原則としてまちづくりを進めることが大切であるとしています。

4 今後の対応について

（1）パブリックコメントの実施

町民への周知と広く意見を募り反映させることを目的として、令和 4 年 7 月から 8 月にパブリックコメントを実施します。

（2）タウンミーティング/住民説明会の実施

同じく、町民への周知と広く意見を募り反映させることを目的として、令和 4 年 7 月から 9 月にタウンミーティングか住民説明会を実施します。町内 2 か所（校区ごと）を予定していますが、詳細は今後検討します。

（3）答申

令和 4 年 11 月に答申を行う予定です。

今後の予定

審議会の回数	日程	内容
	7 月～8 月	パブリックコメント
	7 月～9 月	タウンミーティング／住民説明会

資料 4

9	9 月	・パブリックコメント、タウンミーティング／住民説明会における意見への対応検討
10	11 月	【答申】提言書（最終）提出
	12 月	12 月定例議会 条例案上程
11	1 月～2 月	・基本条例の周知・広報と活用の検討
	令和 5 年 4 月	条例施行